

## (2) 男女共同参画に関する基本法制等

オランダ王国憲法は、その第1条において「オランダに居る人はすべて、平等な立場で平等に扱われなければならない。宗教、信条、政治的意見、人種または性別に基づくあるいはその他のような理由であっても、差別は許されない」として、平等原則を宣言している。本条がオランダの男女平等に関する基盤となっている。

オランダでは、ワークシェアリングを導入した1982年の労使による「ワッセナー合意」以来、最低賃金法の週12時間未満の労働者への適用、労働時間差別禁止法、労働時間調整法などパートタイム労働の制度の充実を図ってきた。これを受けて、女性の労働市場への参画が急速に進んでいる。

オランダにおける男女共同参画推進には、教育文化科学省（Ministerie van Onderwijs, Cultuur en Wetenschap）と社会雇用省（Ministerie van Sociale Zaken en Werkgelegenheid）の二省が中心的役割を担っている。教育文化科学省は、2008年より男女共同参画を主管し、戦略、ジェンダー側面と問題をコーディネート、サポートしている。ただ、2007年までは社会雇用省が同分野の政策を主管していたこともあり、教育文化科学省に担当が移管された現在でも、雇用分野における男女共同参画政策について依然として社会雇用省が携わっている。